

春日部市消防団条例の一部を改正する条例

春日部市消防団条例（平成17年条例第164号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の号（以下「改正前の号」という。）の表示及びそれに対応する改正後の欄の号（以下「改正後の号」という。）の表示に下線が引かれた場合にあっては、当該改正前の号を当該改正後の号とする。
- (2) 次の表中、改正前の号に対応する改正後の号が存在しない場合にあっては、当該改正前の号を削る。
- (3) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。ただし、第1号に掲げる場合を除く。

改正後	改正前
(欠格条項) 第4条 <u>(1)</u> 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者 <u>(2)</u> 第8条の規定により懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者 <u>(3)</u> (略) (分限)	(欠格条項) 第4条 (1) 成年被後見人又は被保佐人 <u>(2)</u> 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者 <u>(3)</u> 第8条の規定により免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者 <u>(4)</u> (略) (分限)
第7条 2 (1) 第4条第2号を除く各号のいずれかに該当するに至ったとき。	第7条 2 (1) 第4条第3号を除く各号のいずれかに該当するに至ったとき。

附 則

この条例は、令和元年12月14日から施行する。